

令和5年度 国民健康保険税改定における概要

1 国民健康保険のしくみ

市町村国保は平成30年度から国の制度改正により、県と県下の市町村が一体となって保険を運営しています。

市は加入者からの国保税と法定の市からの繰入金を収入し、県に事業費納付金を支払うとともに県からの交付金を受け取ることで、それぞれの保険会計の財政運営をしています。県は毎年度事業費納付金を算定し、その額等に応じて各市町村が各国保会計の安定的な運営のための保険税額等を決定しています。

ただし、国保制度が全県一体となったことで、県内の保険料(税)水準の統一を令和9年度を目途に目指しており、飯山市の国保税もその過程にあります。

2 令和5年度国保税の見直しと国保会計の安定運営について

令和2年度末に県が示した「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」(P2)により、①二次医療圏(北信圏域)での医療費指数の平準化をすすめることで国保税水準の統一へ、②税額算定における資産割の廃止と応益負担の見直し、③各種給付見直しや市町村の努力評価などが始まっており、当市にとっては、資産割の段階的解消が目下の課題となっています。

(※資産割:国保税のうち世帯の被保険者が所有する資産に応じて賦課される部分)

このほど、令和5年度の飯山市の事業費納付金については、令和4年度比 約55万円減の5億798万円と決定されました。これを受け、国保財政の安定的運営のための基金積み立ての確保と資産割の段階的解消の観点から、令和5年度の試算を行いました(P3～P6)。それにより、下記の改定案をお示ししています。

	削減割合 (資産割)	資産割率	標準賦課額(円) 世帯あたり 1人あたり		年度末繰越額 (見込)	備考
現行		13.80%	151,893	101,931	12,101千円	
①	現行の1/5	11.00%	150,710	101,162	9,001千円	資産割1/5減、 一定積立確保

ポイント

- 資産割を5年後までに廃止することを見通した段階的な削減(激変緩和)
- 均等割と平等割の金額を据置き
- 繰越(基金)確保による財政運営の基盤安定を図るとともに国保税水準統一に向けた今後の事業費納付金の動向への対応力を強化

参考

- 令和2年度における 前年からの繰越額 6,831千円
- 令和3年度における 前年からの繰越額 39,425千円
- 令和4年度における 前年からの繰越額 20,092千円
- 国保基金現在額 190,200千円(令和4年5月31日現在)

令和5年度国民健康保険特別会計 歳入歳出見込【歳入】

内 容		R5収支見込 (単位:千円)	説 明
国保税		374,514	国保事業に要する費用に充てられるための徴収金です。
一般分		374,510	(一般被保険者分)
	医療(現年)	231,673	徴収金のうち医療給付分に充てられるものです。
	後期(現年)	111,128	徴収金のうち後期高齢者支援金分に充てられるものです。
	介護(現年)	29,394	徴収金のうち介護納付金に充てられるものです。対象：第2号被保険者(40歳～65歳未満)
	医療(過年)	1,333	
	後期(過年)	324	前年度までに納付されなかった国保税分です。(滞納繰越分)
	介護(現年)	658	
退職分		4	●退職者医療制度：サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、その医療費の負担は主として国庫と他の一般被保険者に依存することになり、その緩和策として昭和59年10月に創設された制度です。この制度は被保険者の医療費の一部を被保険者保険等の拠出金から賄う点が最大の特色です。この制度は前期高齢者医療制度の発足とともに新規適用が平成26年度から停止され、現在は平成26年度末までの対象者で制度に該当になることが判明した場合のみ65歳到達まで適用されます。
	医療(現年)	2	
	後期(現年)	1	
	介護(現年)	1	
	医療(過年)	0	●退職被保険者：国保の被保険者であって、65歳未満の方、原則として被用者年金の老齢(退職)年金の受給権者〔通算老齢(退職)年金にあって加入期間が20年以上又は40歳10年以上の者〕が対象。 ※現在被保険者数0人。遡及適用を考慮し予算計上しているもの。
	後期(過年)	0	
	介護(現年)	0	
使用料及び手数料	督促手数料	150	督促状送付に伴うものです。(1件100円)
国庫支出金		1	
	国庫補助金 災害臨時特例補助金	1	災害に伴う被保険者に対する保険税及び一部負担金の免除措置に係るものです。
県支出金		1,768,852	
	県補助金 保険給付費等交付金(普通)※	1,740,551	市が支出する保険給付に対する交付金です。任意給付(出産・葬祭・結核等)分は除きます。
	保険給付費等交付金(特別)※	28,301	市町村での保健事業関係等に対する交付金です。 【特別調整交付金、保険者努力支援、特定健診負担金、都道府県繰入金(2号)】
財産収入	基金利子	72	
繰入金		197,520	
	一般会計繰入金		
	保険基盤(保険税分)	84,380	●保険基盤安定制度：低所得者を対象とした保険料(税)軽減相当額を国、県、市が公費で補填する制度です。国(1/2)、県(1/4)負担金は、保険基盤安定負担金として一般会計に交付されます。
	保険基盤(保険者分)	44,747	
	未就学児均等割繰入金	1,034	未就学児に係る均等割保険料(税)軽減相当額を国、県、市が公費で補填する制度です。国(1/2)、県(1/4)負担金は、未就学児均等割保険料負担金として一般会計に交付されません。
	人件費	23,218	国民健康保険(賦課・徴収・資格・給付)関係職員に係る費用です。
	出産一時金	5,334	支出分×2/3
	財政安定化	38,807	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです。
	計	197,520	※法定繰入分といわれるものです。
	基金繰入金	0	国民健康保険基金を取り崩し繰り入れるものです。令和3年度末残高190,200千円
繰越金		1,000	前年度会計からの繰越金です。
諸収入		18,797	
	延滞金	1,301	国保税に係るものです。
	雑入(第三者、返納金、指定公費等)	720	
	保険給付費等交付返納金	16,776	
合 計		2,360,906	

歳入一歳出(繰越または基金積立)	12,101
------------------	--------

5 ページ 「D繰越金・積立金」は、改定案について同様に計算し算出

○ 歳入

・国保税課税額は令和4年度現行税率で試算(令和4年12月28日現在)

・【歳出合計】2,348,805千円に対する【現年度分国保税以外の歳入】として、1,988,707千円と見込む。

・現年度分国保税額は、最低限360,094千円(6ページ現行税率③)担保すれば令和5年度の国保特別会計は決算可。【太枠部分の合計】

・現年度分国保税額について、被保険者数の減少等考慮しR4.12.28調定額 × 95%を令和5年度調定額と仮定する。…①

・①対し、現年度分国保税収納率の目標である98.83%を積算し、令和5年度国保税収納率と仮定。…②

・現行税率では、現年度分国保税額について372,195千円の収納額を見込むことができる。

・② - ③ = 372,195千円 - 360,094千円 = 12,101千円 ← 次年度繰越金または基金積立見込

○ 歳出

・令和5年度国保事業納付金の一般被保険者分は県による確定係数による算定額を見込む。
(令和4年確定納付金額より約55万円の減額)

令和5年度国民健康保険特別会計 歳入歳出見込【歳出】

内 容	R5収支見込 (単位：千円)	説 明
総務費	37,421	国民健康保険事業の運営に係る費用です。
総務管理費	32,843	
一般職給与	23,218	国民健康保険（賦課・徴収・資格・給付）関係職員に係る費用です。
会計年度職員報酬	2,327	会計年度任用職員報酬（庶務課算定額）※資格・給付関係
一般管理事業	5,182	事業の運営に係る一般管理費用です。
適正受診対策	1,149	医療費適正化のためのレセプト点検費用です。
連合会負担金	967	国保連合会への業務委託のための負担金です。
徴税費	4,140	
徴税事務費	4,140	国民健康保険税の徴収事務に係る費用です。
運営協議会事務費	438	国保運営協議会に係る費用です。（委員報酬など）
保険給付費	1,750,670	保険給付に係る支出金の合計です。※〇のものは費用を県からの補助金（普通交付金）で賄います。
療養諸費	1,519,998	療養の給付について保険者として負担する額です。
〇 一般療養給付費	1,500,000	療養費用（医療・薬剤等）の保険給付です。
〇 退職療養給付費	87	
〇 一般療養費	14,000	柔道整復師、補装具の費用などの保険給付です。
〇 退職療養費	30	
審査支払手数料	5,881	レセプト審査に係る費用です。※審査は国保連合会
高額療養費	220,460	
〇 一般高額療養費	220,000	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
〇 退職高額療養費	150	
〇 一般高額介護合算	300	世帯内の国保加入者について、1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
〇 退職高額介護合算	10	
出産育児一時金	8,000	被保険者の出産に対して給付するものです。1件当たり500,000円（産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産などは488,000円）
葬祭費	1,350	被保険者の死亡に伴い給付するものです。1件当たり30,000円
〇 移送費	161	緊急的に入院、転院の必要性があって移送された場合に給付するものです。
結核給付金	11	被保険者世帯主が結核による療養の給付を受けた場合に被保険者が負担する額を給付するものです。
〇 傷病手当金	690	被保険者が新型コロナウイルスに感染（疑い含む）し、4日以上仕事を休んだ場合に給付するものです。
国民健康保険事業費納付金	507,991	【H30制度改正に伴い県に納付するものです。】
一般医療給付費分	326,405	県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除き、市町村ごとに医療給付分、後期支援分、介護納付分について納付金額を決定します。市町村ごとの所得水準と被保険者数・世帯数により配分され医療費水準を反映させます。 ※予算ベースのため端数繰上げ
退職医療給付費分	0	
一般後期支援分	135,797	
退職後期支援分	0	
介護納付金分	45,789	
保健事業	30,520	
特定健診等	15,733	特定健診・特定保健指導に係る費用です。対象者：40～74歳
健康増進プログラム	597	医療費抑制のための健康増進、寝たきり予防の推進に関する費用です。
人間ドック	14,190	人間ドック受診に対する助成です。 対象者：35歳以上 補助金額：日帰り20,000円 1泊2日25,000円 5歳毎の節目30,000円
基金積立金	72	
諸支出金	21,831	
保険税還付金	2,010	保険税還付金に充てるものです。
還付加算金	110	保険税の還付加算金に充てるものです。
指定公費負担返還金	5	高齢受給者（70～74歳）に係る医療費について特例措置（2割→1割）が取られていました。過誤等があった場合に返還するものです。
保険給付費等交付金償還金	19,277	県の保険給付費交付金の前年度精算に伴う返還金です。
国民健康保険事業費納付金償還金	429	精算に伴う国民健康保険事業費納付金の返還金です。
予備費	300	
合 計	2,348,805	

令和5年度国民健康保険税改定試算一覧

◎ 令和4年度 現行国保税率
(令和4年12月28日現在
国保税率決定資料より)

A 国保税率一覧

区分	医療分	後期支援分	介護分	計
所得割率(%)	6.90	3.45	2.60	12.95
資産割率(%)	8.20	4.00	1.60	13.80
均等割額(円)	20,000	9,800	7,500	37,300
平等割額(円)	20,100	9,700	7,000	36,800

B 賦課(構成)割合一覧

区分	医療分	後期支援分	介護分	賦課割合 (医+後+介) /3	
				応能	応益
所得割	46.69	46.06	49.83	49.83	応能
資産割	3.58	3.60	1.54	1.54	51.37
均等割	31.00	31.56	27.15	27.15	応益
平等割	18.73	18.78	21.48	21.48	48.63
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

C 調定額一覧

区分	医療分	後期支援分	介護分	計
算出調定額(円)	246,752,100	118,362,000	31,307,900	396,422,000 (a)
1世帯当たり(円)	84,302	40,438	27,153	151,893
1人当たり(円)	53,329	25,581	23,021	101,931

D 繰越金・積立金

次年度繰越金または 基金積立見込額	12,100,669円
----------------------	-------------

◎ 令和5年度 改定案①【課税額引下げ】
資産割率を引下げ(現行の1/5を引下げ)

A 国保税率一覧

区分	医療分	後期支援分	介護分	計	R4計 との差
所得割率(%)	6.90	3.45	2.60	12.95	0.00
資産割率(%)	6.50	3.20	1.30	11.00	-2.80
均等割額(円)	20,000	9,800	7,500	37,300	0
平等割額(円)	20,100	9,700	7,000	36,800	0

B 賦課(構成)割合一覧

区分	医療分	後期支援分	介護分	賦課割合 (医+後+介) /3	
				応能	応益
所得割	47.05	46.40	49.98	47.81	応能
資産割	2.86	2.90	1.26	2.34	50.15
均等割	31.23	31.79	27.22	30.08	応益
平等割	18.86	18.91	21.54	19.77	49.85
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

C 調定額一覧

区分	医療分	後期支援分	介護分	計	R4計 との差
算出調定額(円)	244,568,100	117,349,600	31,202,500	393,120,200 (b)	-3,301,800
1世帯当たり(円)	83,556	40,092	27,062	150,710	-1,183
1人当たり(円)	52,857	25,362	22,943	101,162	-769

D 繰越金・積立金

次年度繰越金または 基金積立見込額	9,000,659円
----------------------	------------

★ R4.12.28基準日 税率決定資料より

● 現行税率

区分	R4.12.28 調定(歳入見込) 金額 (A)		① 令和5年度 仮調定 (歳入見込)額 (A×95%)	② 収納額見込 (①×98.83%)	③ R5に必須と なる国保税	②-③ 差し引き (円)
今回【確定版】 世帯分 合計	396,422,000円	⇒	376,600,900円	372,194,669円	360,094,000円	12,100,669円

次年度繰越金
または
基金積立見込

①95% → 過去3年の被保険者数の転入等の増、転出等の減を参考にした見込み(後期高齢への移行分は令和5年75歳到達人数から算出)

②98.83% → 過去5年の国保税現年度収納率の平均

【改定案 ① 課税額引き下げ】 資産割率を引下げ(現行の1/5を引下げ)

区分	R4.12.28 調定(歳入見込) 金額 (A)		① 令和5年度 仮調定 (歳入見込)額 (A×95%)	② 収納額見込 (①×98.83%)	③ R5に必須と なる国保税	②-③ 差し引き (円)
今回【確定版】 世帯分 合計	393,120,200円	⇒	373,464,190円	369,094,659円	360,094,000円	9,000,659円

次年度繰越金
または
基金積立見込

※令和5年度保険税軽減の計算式の変更があるが、軽減分は一般会計から繰入となるため、上記の計算には含んでいない。

参考 昨年答申

令和4年2月9日

飯山市長 足立正則様

飯山市国民健康保険運営協議会
会長 山室茂孝

飯山市国民健康保険税の課税額等について（答申）

令和4年1月27日付市環第301号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額等について、長野県から示されました飯山市の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

記

1 県が目指す保険税率統一に向けての令和4年度の国民健康保険税の改定について

令和2年度末に県において策定された「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に基づき、令和9年度に予定されている県内保険税（料）率統一に向け、今後の医療費の変動や事業費納付金の動向に対応するための繰越金（基金）を確保し、国民健康保険特別会計の安定的な運営を図りながら段階的に資産割率を引き下げることが望ましい。このため令和4年度の国民健康保険税の改定にあたっては、資産割率合計を現行の27.60%から引き下げ、13.80%とする。

2 国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について

令和4年度国民健康保険事業費納付金額の減額等により剰余金が生じた場合は、国民健康保険特別会計の基盤安定に資するため、基金積立等に充てられたい。

3 付記

上記1、2より、改定後の医療保険分、後期支援分、介護保険分に係る所得割率、資産割率、均等割額及び平等割額については、別紙に記載の率及び額が適当と考えられる。なお、県が示す納付金額が令和4年度分であることから、それに係る保険税課税率等の改定時期は令和4年4月1日とされたい。

～国保税用語等の説明～

○国保税の課税額は下記の区分の合算により算出

医療保険分	国民健康保険制度の運営に充てられるものです。
後期支援分	後期高齢者制度を現役世代で支えるためのものです。
介護分	介護保険制度の運営に充てられるものです。 (介護運営制度の2号被保険者(40歳～64歳)の方が対象です)



それぞれの区分ごと下記のとおり計算し合算

応能	所得割	(前年中の総所得額※－430,000円)×税率 ※加入者ごとに計算
	資産割	本年度の固定資産税(都市計画税を除く)×税率 ※加入者ごとに計算
応益	均等割	加入者の人数×税額
	平等割	1世帯当たりの税額(加入者数に関わらず定額)

※総所得額:総収入額から必要経費または給与・年金所得控除額を引いた額